

平成18年3月30日  
国都まち第138号  
国住市 第643号

都道府県知事 }  
指定都市の長 } 宛て

国土交通事務次官

### まちづくり交付金の実績報告書の取扱いについて

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づくまちづくり交付金（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第47条第2項の規定に基づく交付金をいう。以下同じ。）の実績報告書に関しては、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号、以下「規則」という。）によるほか、下記により取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴管内市町村（指定都市を除く。）にも周知されたい。

### 記

1. まちづくり交付金に係る実績報告書については、「都市・地域整備局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて」（昭和45年6月23日付け、建設省都市局長通知）及び「補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うことになった件及び地方整備局長等に対する委任について」（平成14年6月28日付け、国土交通省都市・地域整備局長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。
2. 前記の通知において「補助事業者」とあるのは「交付金事業者（都市再生特別措置法第46条第3項に規定する特定非営利活動法人等を除く。）」と、「補助金」とあるのは「交付金」と、「補助事業」とあるのは「交付金事業」と、「指導監督事務費」とあるのは「指導監督交付金」と、「補助金額」とあるのは「交付金額」と、「補助基本額」とあるのは「交付基本額」と、「補助率」とあるのは「交付金の交付割合」とそれぞれ読み替えるものとする。
3. 完了実績報告書の様式等については以下のとおりとする。
  - (1) 報告文書 様式1-1を作成するときは、事業種別欄に「まちづくり交付金」を加えて記載する。

(2) 完了実績報告総括表 様式 1-2-1 を作成するときは、事業名欄に「まちづくり交付金」を加えて記載する。

(3) 完了実績報告箇所別表 様式 1-3-1 に加え、様式 1-3-6 として別紙を作成する。なお、様式 1-3-6 は交付対象事業全てについて記載する。

4. まちづくり交付金に係る残存物件及び発生物件については、「都市・地域整備局所管補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和 34 年 5 月 1 日付け、建設省計画局長通知）及び「都市・地域整備局所管補助事業等における発生物件の取扱いについて」（昭和 35 年 1 月 7 日付け、建設省計画局長通知）が適用されるので、念のため申し添える。）

#### 附 則

本通知は、平成 18 年度予算に係る交付金事業から適用する。